

岐阜飛行場（航空自衛隊岐阜基地）に係る航空法の高さ制限について（参考）

航空機が安全に離着陸するためには、空港周辺の一定の空域を障害物が無い状態にしておく必要があるため、航空法において、岐阜飛行場（航空自衛隊岐阜基地）周辺に「制限表面区域」（そのうち、現庁舎敷地は「転移表面」）が設定されています。

下図は、現庁舎敷地内の利用可能高さ（※参考程度）を示したものです。（詳細：航空自衛隊岐阜基地 TEL058-382-1101）

